

仕 様 書

第1章 一般事項

1-1 目的

本仕様書は、環境の森センター・きづがわで発生する一般廃棄物（焼却灰・飛灰の運搬）に関する運搬業務委託にあたり、必要な事項を定めるものとする。

1-2 業務の範囲

本業務の範囲は、本仕様書に掲げる一般廃棄物（焼却灰・飛灰）の運搬及びこれに付随する業務とする。

1-3 関係法令の遵守

業務の履行にあたり、受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法及び貨物自動車運送法令などの関係法令を遵守すること。

第2章 運搬する焼却灰・飛灰の性状及び委託料等

2-1 比重及び発生量

運搬を委託する一般廃棄物（焼却灰・飛灰）の性状等は、次のとおり予定している。

(1) 比重

- ① 焼却灰 設計時の比重 約 1.0t/m³
- ② 飛灰 設計時の比重 約 0.35t/m³

(2) 発生量

基準ごみ・計画ごみ量（9.4t/日）に対する予想重量は次のとおりである。なお、実際の発生量は、ごみ質及び処理するごみ量により、増減するものとする。

- ①焼却灰 1週間あたり約5.5t（1日あたりの発生量 約7.8t 運搬回数6回程度/週）
- ②飛灰 1週間あたり約9t（1日あたりの発生量 約1.2t 運搬回数1回程度/週）

2-2 運搬方法

本件に関して、大阪湾広域臨海環境整備センターとの廃棄物埋立処分委託契約に基づき、受注者が埋立処分場（堺基地：大阪府堺市西区築港新町4丁4番）へ指定する運搬経路（阪神高速大和川線→阪神高速湾岸線（出島出口）→大阪臨海線→堺市道臨海1号線）で運搬するものとする。

2-3 運搬車輛

(1) 積載量及び運搬車輛の種類

車輛はダンピングできる車輛（観音開き、片開き、トレーラー、パッカー車は不可）であり、10トン着脱装置付コンテナ専用車、又は10トンダンプ車とし、9トン以上10トン未満の焼却灰等の搬出を一度に行える車両とすること。

(2) 運搬車輛の条件

運搬車輛は次の条件を満たすこと。

- ① 運搬物の落下、飛散、水垂等をしない構造とし、ダンプアップ高さ7.5m未満の車輛とすること。
- ② 運搬車輛の大きさは、計量ブースに設置のトラックスケール（縦7.5m、横2.8m）で計量可能なものであること。
- ③ コンテナ又はダンプトラックは、天蓋又はパワーシート等荷台全部を覆うことができ、開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシートで完全密閉した水密性と防臭性が高く、落下や飛散流出防止対策車輛を使用すること。
- ④ 運搬に際して、積載量は道路交通法及び貨物自動車運送法令に定める積載量を遵守すること。

2-4 委託期間等

- ① 契約締結日から令和6年5月31日まで
- ② 運搬車輛及び搬出日時については、焼却灰・飛灰の発生状況により、発注者及び受注者において、別途調整するものとする。
なお、灰ピットの貯留状況により、10tコンテナをあらかじめ灰搬出場に仮置きする必要がある場合は、これに対応するものとする。

③ 長期継続契約とする。

2-5 運搬・処分委託料

① 1台/回あたりの運搬料（単価契約）とする。

② 委託料は、木津川市精華町環境施設組合が支払うものとする。なお、受注者からの毎月の運搬量の報告書提出後、発注者がその履行を確認した後、受託者の請求により、支払うものとする。

第3章 その他

3-1 緊急事態発生時の対応

受注者は、焼却灰・飛灰の運搬の際、焼却灰・飛灰の飛散や事故などの緊急事態が発生した場合は、受注者の責任において、直ちに必要な措置を講じるとともに、発注者に直ちに口頭で報告するとともにその顛末を書面にて速やかに提出すること。

3-2 損害賠償

受注者は、本業務の遂行にあたり、故意又は過失により何らかの損害を与えた場合は、その生じた損害を賠償しなければならない。

3-3 業務報告

受注は毎月の業務完了届を翌月10日までに、焼却灰・飛灰の運搬量を併せて提出しなければならない。

3-4 その他

その他、本仕様書に疑義が生じた場合、及び本仕様書に記載のない事項については、受注者及び発注者が協議して定めるものとする。

以 上。